

理事、監事及び評議員に対する報酬等の基準

理事、監事及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人親愛福社会（以下「この法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき役員、評議員及び委員の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員等とは、役員のうち、常勤役員以外の者及び評議員をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、次号に定める費用とは明確に区別されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（宿泊費を含む）、交通費及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は、役員等への報酬等を支給しない。

- 2 常勤役員の報酬等は、無支給とする。
- 3 非常勤役員等の報酬等、は無支給とする

(費用)

第4条 役員等がその職務遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、又前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第5条 この規程をもって、この法人の報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第 7 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

I この規程は、平成 29 年 1 月 12 日変更し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

I この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。